

横浜市私立幼稚園等補助事業事務取扱説明書

令和8年6月

横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係

I 事業概要

私立幼稚園等補助

私立幼稚園等の教育条件の向上を図るため、教材・教具・備品の購入等に要する経費の一部を補助します。

1. 通常の補助

【補助金額】

- ・園児数に応じ、約33万円（市内園児数約3人）～
約64万円（市内園児数約370人）（昨年実績・1園あたり年額）
- ・全体の申請園数により補助額が変動します。昨年度補助額を若干上回る金額で計画、申請してください。

【補助対象】

幅広く幼児教育に必要な用途に使用できます。

～例示～

- ・園舎・教室・職員室・体育館の改修、校(園)庭の手入れ、教材・教具の購入、教員の机・ロッカー・備品の購入など
 - ・家庭や地域の教育機能の向上を図るため、家庭・地域と一体となつて行う教育事業に要する経費（弁当代等飲食費除く）など
- ※発注、納品、請求、支払が、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに完結するものが補助対象です。

【補助対象外】

- ・正規職員の人件費、消耗品費、飲食費

2. 横浜型預かり保育新規実施園防災備蓄補助

【補助金額】

- ・上限 10万円 ※横浜型預かり保育新規実施園のみ対象

【補助対象】

- ・幼稚園の防災・備蓄に要する経費

Ⅱ 年間予定表

| 時 期 | 内 容 | 説 明 | 送 付 先 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------------------------|--|-------|--|---------|---------|-------|---------|------|-------|---------|---------|---------|-----------|---------|-----|-------------------|-------|
| 6 月 | 申請書類の案内 | <p>「私立幼稚園等補助」申請に関する事項をご案内します。 各種様式は横浜市ホームページからダウンロードできます。</p> <p>URL : https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/hojyokin/youchien-hojyokin.html</p> <p>横浜市役所トップページ> 事業者向け情報> 分野別メニュー> 子育て> 幼稚園等の補助金</p> | 市→設置者 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7月17日 (金) | 申請締切 | <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">申 請 書</td> <td>第 1 号様式</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">添付書類</td> <td>事業計画書</td> <td>第 2 号様式</td> </tr> <tr> <td>資金収支決算書</td> <td>第 3 号様式</td> </tr> <tr> <td>幼稚園等設置状況調</td> <td>第 4 号様式</td> </tr> <tr> <td>園 則</td> <td>※昨年度と変更がない場合は提出不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係 kd-yojihojyokin@city.yokohama.lg.jp あてにEメールで提出してください。</p> | 提出書類 | | | 申 請 書 | | 第 1 号様式 | 添付書類 | 事業計画書 | 第 2 号様式 | 資金収支決算書 | 第 3 号様式 | 幼稚園等設置状況調 | 第 4 号様式 | 園 則 | ※昨年度と変更がない場合は提出不要 | 設置者→市 |
| 提出書類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申 請 書 | | 第 1 号様式 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 添付書類 | 事業計画書 | 第 2 号様式 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 資金収支決算書 | 第 3 号様式 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園等設置状況調 | 第 4 号様式 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 園 則 | ※昨年度と変更がない場合は提出不要 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月頃 (予定) | 交付決定通知書送付、実績報告書、実績明細提出依頼 | <p>交付決定通知書の送付。実績報告書、実績明細提出のご案内。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">送付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付決定通知書</td> <td>第 7 号様式</td> </tr> </tbody> </table> | 送付書類 | | 交付決定通知書 | 第 7 号様式 | 市→設置者 | | | | | | | | | | | |
| 送付書類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付決定通知書 | 第 7 号様式 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 12月以降 随時 | 実績報告書、実績明細の提出 | <p>事業終了後随時、実績報告書、実績明細をご提出ください。 実績報告の提出のあった園から支出手続きをすすめます。</p> <table border="1" data-bbox="501 347 1193 584"> <tr> <th colspan="2">提出書類</th> </tr> <tr> <td>実績報告書</td> <td>第8号様式</td> </tr> <tr> <td>実績明細</td> <td>第9号様式</td> </tr> </table> <p>横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係 kd-yojihojyokin@city.yokohama.lg.jp あてにEメールで提出してください。 最終締切 令和9年4月2日(金)</p> <p style="text-align: right;">設置者→市</p> | 提出書類 | | 実績報告書 | 第8号様式 | 実績明細 | 第9号様式 |
|-----------------|--------------------|--|------|--|-----------------|--------|------|-------|
| 提出書類 | | | | | | | | |
| 実績報告書 | 第8号様式 | | | | | | | |
| 実績明細 | 第9号様式 | | | | | | | |
| 12月以降 随時 | 確定通知書送付、請求書提出依頼 | <p>実績報告を審査の上、確定通知書の送付、請求書提出依頼。</p> <table border="1" data-bbox="501 1014 1193 1173"> <tr> <th colspan="2">送付書類</th> </tr> <tr> <td>確定通知書</td> <td>第10号様式</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">市→設置者</p> | 送付書類 | | 確定通知書 | 第10号様式 | | |
| 送付書類 | | | | | | | | |
| 確定通知書 | 第10号様式 | | | | | | | |
| 12月以降 随時 | 請求書提出 | <table border="1" data-bbox="501 1330 1193 1489"> <tr> <th colspan="2">提出書類</th> </tr> <tr> <td>請求書</td> <td>第11号様式</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">設置者→市</p> <p>※請求委任や受領委任を行わない場合などは、請求書の押印を省略できます。</p> <p>請求書受理後、補助金を交付します。</p> | 提出書類 | | 請求書 | 第11号様式 | | |
| 提出書類 | | | | | | | | |
| 請求書 | 第11号様式 | | | | | | | |
| 翌年度 秋頃 | 消費税に係る仕入控除税額報告書の提出 | <table border="1" data-bbox="501 1841 1193 2000"> <tr> <th colspan="2">提出書類</th> </tr> <tr> <td>消費税に係る仕入控除税額報告書</td> <td>第12号様式</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">設置者→市</p> | 提出書類 | | 消費税に係る仕入控除税額報告書 | 第12号様式 | | |
| 提出書類 | | | | | | | | |
| 消費税に係る仕入控除税額報告書 | 第12号様式 | | | | | | | |

Ⅲ 事務手続きに関する注意点

| | |
|-------------------|---|
| 申請方法 | 押印の必要のない書類は、Eメールでご送付ください。 |
| 申請期限 | 令和8年7月17日（金） |
| 申請書類の提出・ 問い合わせ | 【提出（Eメール）】 kd-yojihojyokin@city.yokohama.lg.jp 【問合せ先】 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係 電話：045-671-2085 |
| 届出事項の変更 | 園の所在地・名称・設置者等に変更があった場合は、県へ提出した変更届出等の写しを幼児教育係へ送付してください。 |
| 関係書類の保存 | 補助対象事業に関して業者の発行する見積書、納品書、請求書、領収書等の書類については、実績報告書提出時に添付する必要はありません。ただし、他の関係書類と共に、翌年度から5年間保存してください。 |

Ⅳ 書類作成上の注意点

・事業計画書（第2号様式）

| | |
|-------|---|
| 事業計画書 | <ul style="list-style-type: none"> ・園児数に応じ、約33万円（市内園児数約3人）～約64万円（市内園児数約370人）（昨年実績・1園あたり年額） ・全体の申請園数により補助額が変動します。昨年度補助額を若干上回る金額で計画、申請してください。 |
|-------|---|

・資金収支決算書（第3号様式）

| | |
|---------|--|
| 資金収支決算書 | <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県に提出したもののコピーでも可。 ・園ごとに作成してください。 ・「収入の部合計」と「支出の部合計」は一致させてください。複数の施設がある法人で、施設ごとの収支が一致しない場合は、補足欄に「収支が一致しない理由：施設が複数あり、施設ごとの収支は一致していません。ただし、法人全体としては一致しています。」と記載してください。 |
|---------|--|

・ 幼稚園等設置状況調（第4号様式）

| | |
|-----------|--|
| 幼稚園等設置状況調 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月1日現在の状況を「学校基本調査」に準じて記入してください。 ・ 認定こども園における園児数は、1号と2号・3号をあわせた園児数を記入してください。 |
|-----------|--|

・ 園 則（学則）

| | |
|---------|--|
| 園 則（学則） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年と変更がない場合は、提出不要。 ・ 提出する場合は、園ごとに提出してください。 ・ 提出サイズは、A4版・PDFファイルでお願いします。 |
|---------|--|

・ 事業計画変更（中止）届（第5号様式）

| | |
|-------------|--|
| 事業計画変更（中止）届 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請した事業計画の内容を変更または中止しようとする場合は、事業計画変更（中止）届（第5号様式）の提出が必要です。（内容に変更がなく、金額の変更のみの場合は不要） |
|-------------|--|

・ 実績報告書（第8号様式）、実績明細（第9号様式）

| | |
|---------------|---|
| 実績報告書 実績明細 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付決定後、事業計画が終了しだい、随時、実績報告書（第8号様式）、実績明細（第9号様式）をご提出ください。内容確認後、確定通知書を送付し、請求書の提出を依頼します。 |
|---------------|---|

・ 請求書（第11号様式）

| | |
|-----|---|
| 請求書 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求委任や受領委任を行わない場合などは、請求書の押印を省略できます。押印不要の場合はPDFファイルをEメールで、押印必要の場合は郵送でご提出ください。 ・ 振込口座を変更された場合、また振込銀行の名称や支店名等に変更があった場合は、幼児教育係にご連絡ください。 |
|-----|---|

・ 消費税に係る仕入控除税額報告書（第12号様式）

| | |
|-----------------|--|
| 消費税に係る仕入控除税額報告書 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 翌年度の秋頃に、提出依頼します。 ・ 免税事業者で、消費税の申告を行っていない場合も、報告書の提出は必要です。 |
|-----------------|--|

V 市内事業者優先及び見積書等について

横浜市からの補助対象となるための条件は以下のとおりです。

※ 「市内事業者」とは、本社が横浜市内にある業者です。

支店や営業所が市内にあっても、本社が市外の場合は対象外

| 種 別 | | 横浜市からの補助対象となるための条件 |
|-----------------|----------------|--|
| 工事 | 1 件 100万円以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 億円以上の工事は、原則市内事業者による一般競争入札を実施 ・ 1,000万円以上1億円未満の工事は、市内事業者 8 者以上の指名競争入札又は市内事業者 5 者以上の見積合せを実施 ・ 100万円以上、1,000万円未満の工事は、市内事業者 2 者以上の見積合せ実施 |
| | 1 件 100万円未満 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 100万円未満は市内事業者・市外事業者ともに単独随意契約可（ただし規則の趣旨に沿い市内業者を優先してください。） |
| 物品の購入・ 業務の委託 | 1 件 100万円以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000万円以上の物品の購入、委託等については、市内事業者 5 者以上の指名競争入札又は市内事業者 3 者以上の見積合せを実施 ・ 100万円以上、1,000万円未満は、市内事業者 2 者以上の見積合せを実施 |
| | 1 件 100万円未満 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 100万円未満は市内事業者・市外事業者ともに単独随意契約可（ただし規則の趣旨に沿い市内業者を優先してください。） |

【物品の購入・業務委託に関する特例】

100万円以上でも、下記の場合は見積合せは不要です。

- 1 園で使用する教材・教具、遊具、園児用の机・椅子等
- 2 演劇、人形劇、ふれあい動物園、講演会、研修会等
- 3 障害児の介助等
- 4 同様な事業者が指定数に満たない場合（幼児教育係にご相談ください。）